

第5回氷見市景観審議会

○日時 令和6年6月11日（火） 14:00～15:40

○場所 氷見市役所2階201災害対策室

○出席 委員7名、事務局6名、（傍聴1名（記者））

○次第

1 開会

2 部長あいさつ

3 議事

景観形成重点地区指定に向けた取り組みについて（中間報告）

4 意見交換

5 閉会

○配布資料

当日配布 座席表

当日配布 出席者名簿

資料1 今後の進め方

資料2 第4回氷見市景観審議会のご意見とその対応

資料3 景観形成重点地区 景観まちづくりプランについて

○参考資料

参考資料1 景観形成重点地区 景観まちづくりプラン（素案）

参考資料2 重点地区の区域の設定について

■参加者名簿

	区分	氏名	役職	出欠
委員	学識経験者	武山 良三	国立大学法人富山大学理事・副学長	○
	関係団体	岩倉 鍾基	富山県宅地建物取引業協会高岡支部 常任幹事	○
		川合 光行	富山県建築士会氷見支部 副支部長	○
		清水 彰	富山県屋外広告美術協同組合	○
		大門 益子	富山県建築士会 女性委員会	○
		河原 良昭	氷見市自治振興委員連合会 副会長	—
	公募市民	西田 哲夫	会社員	—
		海下 雅樹	会社員	○
	富山県	佐伯 瑞張	富山県土木部建築住宅課 課長補佐 (大西 哲憲委員代理)	○
事務局	氷見市	神代 太	建設部 部長	○
		宮下 尚久	都市計画課 課長	○
		瀬戸 智徳	都市計画課 主査	○
		西田 駿	都市計画課 主任	○
	委託事業者	大野 整	(株)都市環境研究所	○
		下山 万理子	(株)都市環境研究所	○

<議事概要>

1. 開会

事務局： 只今から、第5回氷見市景観審議会を開催します。よろしくお願いします。

2. 挨拶

(神代建設部長より挨拶)

3. 議事

景観形成重点地区指定に向けた取り組みについて、事務局より説明をした。

4. 意見交換（発言要旨）

委員A：資料3、p8の建築物と屋外広告物の支援があるが、屋外広告物が建築物と同一内容になっているので修正が必要ではないか。

事務局：資料が誤記となっているため、修正する。

委員B：資料3、p2パースの一部エリアの屋根の形状や向きが、隣接地に雪が落ちる等が生じる可能性があり、少し気になった。

事務局：本パースで目立たせたいのはシンボルロードとその沿道であるため、周辺の建物は個性を出していない点をご理解いただきたい。

委員C：資料3、p7に景観形成基準に色彩の基準があるが、広告物の誘導はどのように行うのか。

事務局：屋外広告は富山県条例の許可基準に加え、まち並み形成方針（定性基準）で誘導したいと考えている。独自の許可基準を持つ場合は、氷見市で独自条例を制定する必要があるが、現時点ではそこまでは考えていない。

委員C：彩度6以下となると、全体的に淡い色合いになってしまう。

事務局：色彩基準の彩度を適用するのは建築物の外壁のみであり、屋外広告物の地色はあくまでも県条例への適合をお願いしたい。

委員C：建築物の色彩を守るときれいではあるだろうか、歩行者がどのように見えるか、やや気になる。

事務局：アクセントカラーに当たる部分は許容しており、かつ木材やガラス等の自然素材を活用することは妨げていない。

委員D：氷見らしい景観を考えると、入母屋・切妻の屋根越しに見える朝日山の山並みであろう。近年、陸屋根が増えており、また箱型のビルが建った場合、歩行者が見た場合、景観としてどうかと感じている。また、夜間の照明がどのように見えるかも課題になっている。近年は、ネオンを使う等は少なくなっているが、いろいろな照明によってイメージが変わってくる可能性があると思うので、検討されてはいかがか。

会長：この指摘は大変に重要であるため、関連するご意見があればお願いしたい。

委員D：商店街は商業地域なので、それなりにやっても良いが、近隣商業地域や住居系用途

地域での誘導が大切であると思う。

事務局：商業地域では大規模な建築物が立つ可能性は否定できないが、建物の高さや形態についての制限は設けておらず、まち並み形成方針で周辺のまち並みから逸脱するものは避ける、現在のスカイラインを阻害しないようにお願いすることはできるようになっている。このようなケースが生じた場合は、市担当部局だけが判断するのではなく、例えば、本審議会の下部組織を設置し、どれだけまち並み形成方針に近づけられるかの意見を聞くような仕組みも検討していきたい。また、参考資料1、p44にあるように、店先の賑わい創出に関する記述があり、お願いしていきたいと考えている。また、p48には、照明や夜間景観に関する配慮事項も明記している。景観形成基準は明快なものに限定しており、その他は配慮を求めていくこととしている。

委員C：現状、既にある建築物、屋外広告物の色彩はどのような取り扱いになるか。

事務局：建て替えや外観の変更が生じた場合に届出が必要になり、配慮を求めていくことになる。

委員C：例えば、金沢市では景観形成基準が厳しい状況で、施主が高彩度のものを希望し、市に行くとNGと言われる。しかし、周囲には高彩度の広告物があり、あれは良いのかという話になり、対応に苦慮するケースが多い。

事務局：ご指摘の点は、全国的な問題でもあると認識しているが、既存不適格のものを改善したい意向に対し支援ができるよう、来年度に方策を検討していきたい。

委員C：放置されている古い屋外広告物が現存しているが、このようなものはどのような扱いになるか。

事務局：安全対策に対する支援は、現状では想定していなかった。

委員C：いずれにしても施主の意向を無視するわけにはいかないので、良い方向に向かうように支援があると良い。

事務局：安全対策については、県と一緒にパトロールしており、引き続き対策を講じていきたい。

会長：屋外広告物は許可が必要であるし、老朽化した屋外広告物に対する安全対策は義務である。デザインの好みは個人個人で異なるため、その中でルールを決めるのは難しい。そのため、本審議会で折り合いの付け方について議論を深め、落としどころを探る必要がある。議論を深めるためには、ビジュアル的な資料も必要であろう。

委員C：本日の資料は、絵はきれいだが難しい言葉も並んでいて、市民が理解できるか少し懸念される。

会長：高岡市の伝建地区では、千本格子や土蔵などのエリアのデザインイメージを持ちやすいが、本地区はまち並みのデザインコードがなく、合意形成や誘導が難しい側面がある。それだけに議論を重ねる必要がある。

委員E：前回からの流れでもあるが、個人の方が黒瓦を守るため「黒瓦ファンド」を設立したという新聞記事(4/30)があった。個人的には黒瓦に統一できれば良いと思うが、現状からすると難しいと感じている。理想的には、統一できればいいと考えている。

- 事務局：この記事にあるHさんは、氷見らしい景観である黒瓦を守りたいとの思いから活動されている。Hさんは、湊川沿いの湊川倉庫の管理者でもあり、NPO 法人を立ち上げて活動をされている。
- 委員E：地震で復旧される際に支援するというので、黒瓦にすることを強制するものではないのか。
- 事務局：そうである。本日の資料である原案では、黒瓦とすることは義務とはしていないが、まち並み方針では誘導したいという意図を示している。黒瓦に強制するものではないが、周辺には多くの黒瓦の屋根があるため、それらと調和する形態意匠にしていだきたいということである。
- 会長：本地区は長い範囲の中で多様な形態のデザインがあり、黒瓦をいかに活用していけるかは大きな課題である。港町としては、板材と黒瓦の組み合わせが特徴的であり、板材の使用も含めて、いろいろと挑戦するしかない。長野市善光寺に向かう通り沿いに低層部の軒先に瓦を用いた建築物（マンション）がある。高い建物であるが歩いていると違和感がないので、このような工夫が必要と考える。
- 委員B：庶民が屋根材に瓦を使用するようになったのは 100 年くらいであり、その前は板に石を載せていた。この他にもこけら葺き風や板葺きもあり、時代によって氷見のまち並みも変化していることに注意が必要であろう。市の説明にあったように、大きな枠はつくっておき、あとは民間の意識だと思う。そうすると、モノの規制ではなく、人づくり等に発展するのではないかと思う。
- 委員D：Hさんの活動が良いと思うのであれば、市はどんどん支援すべきと考える。世界遺産では、瓦などを統一したまち並みが統一されており、確かにきれいである。氷見の場合は、朝日山からの家並みは美しいので、PRしつつ誘導することが大切で、これも景観づくりではないか。現在、やや及び腰の印象を受けるので、黒瓦を推奨してはどうか。
- 事務局：検討委員会でも、黒瓦を選択できるような支援（サイディング等とのコスト差を埋めるような支援）が欲しいとの意見があり、今後、市民の意向も踏まえつつ支援内容を検討したい。
- 委員D：樹木や花を推奨するのであれば、あわせて黒瓦を推奨するも 1つの方法ではないか、一歩踏み込むことも 1つの方法かと思う。
- 委員E：前回からの引き続きになるが、氷見市の花と木は、ゆり、つつじ、つままであった。そこで、氷見市芸術文化会館の周囲に植樹されたもの、国道 415 号の田園集落区間の樹種とその管理方法を教えて欲しい。
- 事務局：氷見市芸術文化会館は記念樹としての植栽のみである。当初は周囲を植樹する予定であったが、予算の都合もあり実現には至っていない。当課としては、今後、緑化による修景を検討する必要があると考えている。国道 415 号は、富山県土木事務所の管理になるが、ハナミズキが植栽されている。十分な成育にはまだ至っていないが、今後、資料 3 に示すパースのような街路樹になると良いと考えている。
- 委員E：ハナミズキが選択された経緯を教えて欲しい。

事務局：道路整備に際してシンボルロード整備構想を策定し、その中で植栽計画をたて、ハナミズキが決まったと推察される。

委員E：氷見市芸術文化会館の記念樹は「ヒミクヅロキクザクラ」であるか。

事務局：そうである。施設サイドも緑化したい意向を持っているようなので、当課でも緑化修景の支援ができればと考えている。

委員E：今後の緑化計画はどのようになっているか。

事務局：植栽の時期や樹種などの実施計画は決まっていない。維持管理面の調整が整えば実施に向かうのではないかと想定する。

委員E：今後の緑化に際しては、氷見らしい花や木を検討して欲しいと考えている。

会長：資料1に今後のことが示されているが、能登半島地震で大事な建物が壊れている可能性があるため、今後の景観計画の一部として、今一度、守るべき、保存すべき建物や景観の情報収集と、写真や図面などの記録を盛り込んで欲しい。失われてからでは手立てを講じることもできない。

資料3、対象区域のうち、田園集落区間の周辺は田園が広がっており、沿道40mを超える範囲まで一望できる状況である。区域設定を検討する上で、関係者の合意形成の難易度と建築行為が及ぼす景観への影響の2つの視点があると思うので、現場でも確認して欲しい。例えば、眺望点を設定し、不自然なものをコントロールするという方法もあると思う。

会長：本事業は一時、中断になるが、例えば黒瓦を守る取り組みが良いと感じるのであれば、NPO法人の活動を支援したり、シンポジウムの開催を企画するなど、各自ができる活動に取り組んで欲しい。

この他に意見がなければ、これで審議は終了します。委員の皆様には活発なご議論をいただきありがとうございました。では事務局にお返しします。

事務局：本日は、委員のみなさまには貴重な意見を頂き、ありがとうございました。今年度は災害復旧に注力し、令和7年度以降の事業再開に向けて、本日の意見を踏まえ進めて行きたい。また、次回の審議会の開催については、改めてご連絡を差し上げます。本日は、ありがとうございました。

以上